

移動等円滑化取組計画書

2026年8月26日

住 所 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
事業者名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 高崎 裕樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が管理している名鉄バスセンターは移動等円滑化基準に適合しており、現在は改修の予定はありません。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 名鉄バスセンターの職員が高齢者や障がい者の方を見かけたら、積極的な声掛けを行い、とくに介助が必要な方についてはサービス介助士資格保持者が対応いたします。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	なし（適合済）。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
人的支援の継続	引き続き必要な方に対し、積極的な介助・支援を行うなど、サービス向上に努めます。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

	名鉄バスとの調整を継続する。
--	----------------

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客スキルの向上	高齢者や障がい者だけでなく、すべての方に気持ちよくご利用いただけるよう、名鉄バスセンター窓口係員向けの接客スキル向上を目指します。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

なし。 利用しやすいバスターミナルを維持していくため、利用者から寄せられた意見等については、名鉄バスと共有し、取組の改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。